

奥州市監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成23年8月16日

奥州市監査委員 及 川 新 太  
奥州市監査委員 松 本 富二朗  
奥州市監査委員 及 川 梅 男

1 監査の概要

(1) 監査の対象とした部課等（機関）名及び監査実施期日等

予備監査 平成23年5月13日及び5月16日

本監査 次のとおり

部課等（機関）名	実施期日	担当監査委員
前沢診療所	平成23年5月17日	及 川 新 太 松 本 富二朗 及 川 梅 男
まえさわ介護センター	平成23年5月17日	
牛の博物館	平成23年5月17日	
前沢温泉保養交流館	平成23年5月17日	
衣川高齢者コミュニティセンター	平成23年5月18日	及 川 新 太 及 川 梅 男
衣川診療所	平成23年5月18日	
衣川歯科診療所	平成23年5月18日	
衣川いきいき交流館	平成23年5月18日	
国見平スキー場	平成23年5月18日	
ひめかゆ健康の森	平成23年5月19日	松 本 富二朗 及 川 梅 男

(2) 監査の対象とした事項及び範囲

平成22年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）における財務等に関する事務の執行

(3) 監査の目的及び着眼点

平成22年度に執行された財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

部課等（機関）名	監査の結果
前沢診療所	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。
まえさわ介護センター	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
牛の博物館	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

前沢温泉保養交流館	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
衣川高齢者コミュニティセンター	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
衣川診療所	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。
衣川歯科診療所	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
衣川いきいき交流館	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
国見平スキー場	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
ひめかゆ健康の森	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

なお、次の部課等について、留意改善を要する事項は、次のとおりである。

(1) 前沢診療所

契約事務において、随意契約理由のないものが9件、業者選定手続のないものが2件あるなど、適切さを欠く事務処理が見受けられたので、関係法令等を遵守のうえ、改善されたい。

(2) 衣川診療所

収入事務において、歳入科目を使用料及び手数料とすべきところを諸収入としたものが1件、180,000円あったので、関係法令等を遵守のうえ、改善されたい。